

第5回 WG までの主な御意見に対する対応

御意見	対応
センター設置のハードルを高くせず、できることから段階的に実践できるようなガイドラインとする。	P 3 : 「地方公共団体に対し、画一的な対応を求めたり、ガイドラインに記載された内容を強制したりすることはせず、地方公共団体が各地域の課題及びニーズに応じて、センターの役割を十全に果たすことを前提に、柔軟に運用されるべきものとして作成する必要がある。」
地方公共団体の幹部職員がセンターの必要性を理解し、センター設置の働きかけや男女共同参画に関する意識改革・行動変容が促されるような記載をする。センター設置が、今まさに取り組まなければならない重要課題の解決に資するものだというメッセージをガイドラインに盛り込む。	「ガイドラインは広く地方公共団体において参照されるよう、実態調査の結果や各センターでの取組事例等も盛り込みながら、平易な内容とするとともに積極的に周知することが望ましい。」 P 6. 「また、政府がガイドラインを周知する際は、地方公共団体がセンターの必要性を理解し、センターの設置が促進されるよう強く働きかけることを求める。」
ガイドラインの最後に「参考資料」を付し、国から地方公共団体への技術的助言の範囲を超えるような内容（職員の待遇等）について、実態調査結果を用いて客観的事実を掲載する。また、各自治体の取組事例集も付すと良い。	p 6～7 : 基本法の理念に沿って記載。
センターの理念は、基本法第3～7条に規定される「基本理念」に則る。	p 8 : 「男女共同参画に関する図書や定期刊行物、報道記事、公的統計といった情報の収集・整理や、地域住民等に対するアンケート調査や社会経済情勢を踏まえた調査研究、調査結果の分析等が重要であることはもちろんのこと、相談対応についても、福祉、医療、教育、労働といった分野にとらわれることなく、生活のあらゆる場面におけるジェンダーに起因する地域住民の個別の相談に寄

	り添い、問題の解決に向けた対応を行うだけではなく、アンケートだけでは読み取れない生の声を聴く貴重な機会と捉え、ケースの整理・分析を行うことで地域の男女共同参画に関する課題把握に役立てることが可能である。」
相談員の確保が困難であることに鑑み、NWE C がセンター職員向けの体系的なオンライン研修を開発し、履修した職員は相談員として業務を行ってもよい体制を構築する。	p10:「実態調査の結果、全 354 センターのうち約 9 割が常設又は臨時の相談窓口において相談対応を実施しているが、そのうち約 2 割のセンターでは外部の専門家を活用せずに、センター職員が相談員として対応している。そのため、NWE C が開発する、相談員として必要な知識、相談対応の手法等を体系的に学べる研修教材等を活用し、センター職員の相談員としての資質の向上を図り、相談体制の充実を目指す。」
限られた人員と財源でセンターを運営していくに当たって、業務のデジタル化はどこのセンターでも課題となってくる。職員の負担軽減と効率的な業務遂行のため、NWE C が中心となってデジタル化を進めていく。	p9:「著作権法等を踏まえつつ、時間や場所を問わず図書・資料へのアクセスや提供を可能とするためのデジタル化について取り組む。特に、蔵書数が 1 ～ 2 万冊以上と多いセンターは配置スペースの節約のためにも積極的に検討することが望ましいが、利用者の中には紙媒体の方が利用しやすいことも、高齢者も含まれることに留意する。」 p14:「業務に必要なデジタルツールを情報セキュリティや個人情報保護にも留意しつつ十分に活用できる能力。可能な範囲で業務のデジタル化を進め、効率的な業務の在り方を追求できる能力。」 p14:「今後、さらに厳しさを増すと予想される人的資源制約の中で、事業の持続可能性を確保するためには、人材の確保・育成だけではなく、デジタル技術の徹底活用による業務の効率化について

	も同時に取り組む必要がある。」 p14：「「NWE C及び全国のセンター相互間で必要な知見及びノウハウの共有を可能とするため（の）、情報プラットフォーム」（以下「情報プラットフォーム」という。）の在り方について検討が進んでいると承知している。これにより各センターの定期刊行物を電子化し、自由に閲覧できるようにしたり、各センターで実施した講座やイベントの概要を他のセンターに共有したりする等、可能なものからデジタル化を活用した業務の効率化を進めていくことが必要である。」
「自治体の施策の一部を企画立案、補助」と書くと、サポート的な印象が強くなるので、積極的に企画立案していくという書きぶりとする。	p10：「地域の課題及びニーズを把握することができたセンターは施策をより効果的に推進することに資する情報やデータを豊富に有していると言える。したがって、センターは、当該情報やデータに基づき、地方公共団体の男女共同参画所管部署等の施策の効果や、更には地方公共団体に先駆けて試験的にパイロット事業を展開すること等により、地域の男女共同参画に関する課題解決に向けて、地方公共団体の施策の企画立案機能の一部を主体的かつ積極的に担うことができるものと考えられる。」
広報・啓発について、センターが地域における男女共同参画を先導するカタリストとして、地域の状況を大きく動かすような事業を目指す。	p11～12：「地域住民に男女共同参画とは何かを知ってもらい、男女共同参画は自分と無関係ではないということに気付いてもらうため、センターは、情報収集、調査研究、相談対応等を通じて浮き彫りになった地域の課題と、それらの解決に向けた地方公共団体

	の施策について、効果的に発信する存在となるべきである。そのため、地域住民に固定的性別役割分担、アンコンシャス・バイアス、ジェンダー・ギャップに対する世代間の意識の違いに気付いてもらうことや性別由来の困難に直面している女性が課題を解決していくこと、あるいは地域で活躍する女性をエンパワーメントすることを目的とした広報・啓発や講座等を実施し、地域における男女共同参画の意識改革や行動変容を大きく前に進めていくことが重要である。」
職員に専門性を発揮してもらうために処遇改善について明記する。	p13:「地方公共団体はセンター職員に研修等の機会を提供することによる職員の効果的・継続的な資質の向上や、健康に配慮した勤務環境を用意し、実態調査を参照しながら、能力と業務に見合った処遇に配慮することが求められる。」
都道府県が設置するセンターの役割と市町村が設置するセンターの役割を整理する。	p15:「市町村は、最も住民に身近な行政主体であり、日常生活に密接に関わる施策・事業を実施する。一方で都道府県は、基本的には市町村の自主性・自立性を尊重しつつ、市町村の求めに応じて、市町村が処理することが難しい広域にわたる施策・事業の実施や市町村間の連絡調整を行う。 したがって、市町村設置のセンターは地域住民に密着した相談対応や講座等の業務を展開する一方、都道府県設置のセンターは、市町村設置のセンターでは対応が困難なより専門的な相談対応を行ったり、都道府県全体の男女共同参画に関する調査研究等により、より広域的な視点からの課題の把握を行ったりすること等が

	考えられる。」
近隣の市町村間での広域連携の在り方について、具体的にどういった業務をどのように連携できるか明記する。	p14～17：御意見のとおり対応。
広域連携や関係機関との連携の在り方について、図示されると直感的にわかりやすい。	p14～p24：御意見のとおり対応。
民営のセンターの場合、「契約期間中に新たな政策課題が生じた場合にも柔軟に対応できる体制を整える」旨を明記する。	p25：「「直営」、「民営」に関わらず、定期的・客観的に業務の状況や成果・効果等を把握・評価し、その後の事業にフィードバックするとともに、新たな政策課題が生じた場合には、柔軟な対応を可能とする体制や仕組みを整える。」
個人情報の保護と守秘義務の徹底について、何をどこまで共有して良いのか、してはいけないのかについて、センターが困らないような書きぶりとする。	p26：御意見のとおり対応。
センター主催事業についてはセンターの役割を踏まえた範囲に制限をかけ、地域住民のグループや NPO 等の事業についてはある程度柔軟に実施できるような書きぶりとする。	p26～27：「地方公共団体によっては、センターが管理する施設（会議室等）に対する地域住民の幅広いニーズに応える必要性や、施設の有効活用の観点から一定以上の稼働率を目指さねばならないといった実情を抱えている運営者も存在することが想定され、実際に音楽会や料理教室等のレクリエーション活動やボランティア活動等を行う場として広く一般に開放している例がある。 そのような場合、男女共同参画との関連性が問われることも考えられるため、利用者に男女共同参画に関する広報・啓発資料を配布することやセンターの事業案内等を行うことで、男女共同参画

	の推進につながる工夫を凝らすことが望ましい。センター主催の事業については、本来の役割を考えて常に当該事業が男女共同参画社会の形成を促進する上でどのような意義があるのかを意識することに留意すべきである。」
施設の要否について、実際に集まれる場所がないと実施できない事業があることを踏まえる。	p27：一定の事業を行う場合には、然るべき設備を整えることが望ましい場合もあり、施設があれば、以下のようなことが可能となる。 ● 相談対応を実施する際には、相談内容や個人情報第三者に漏洩しないようプライバシーの保護に留意する必要があるため、来訪による相談の場合は個室で対応する等、相談者が安心して相談できる環境を整える。 ● 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしているセンターにおけるDV関連の相談対応の場合は、被害者及び同伴者の安全確保のために、あらかじめ避難経路を確保する。 ● 図書機能を設ける際には、男女共同参画に関する図書や資料を分類ごとに整理・配列したり、利用者のための閲覧スペースを確保したりする。